

必ず確認!

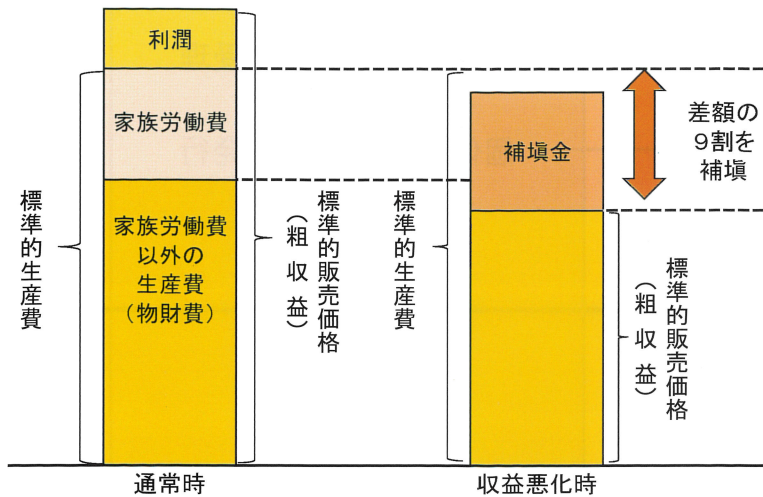
肉用牛肥育経営安定交付金制度【牛マルキン制度】について

契約者向け



ご自分では「この牛は牛マルキンに登録してある」と思っている場合でも、**個体登録申込書が未提出であれば、牛マルキン制度に登録ができていません。**
また、**個体登録していても、販売確認申出書が未提出であれば、補填金の交付が受けられません。**
牛マルキン制度では、**契約者からの個体登録や販売についての申出行為が最も重要なポイントになります。**

牛マルキン制度の仕組み



牛マルキン制度では、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格[粗収益]が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を補填します。

補填金は、国の交付金と生産者負担金から、3対1の割合で支払われます。

牛マルキン制度の流れ

1 個体登録の申込み

- **満6ヶ月齢～14ヶ月齢に達する日(14ヶ月齢-1日)までに**個体登録の申込みができます。子牛を導入、又は、自家保留した際には、必ず事務委託先(JA等)に個体登録申込書等を提出しましょう! ※一般的には、せり市導入後、直ちに申込みがなされています。
- 契約者がトレサ報告を行っている場合は、速やかに転入報告!
(トレサ報告がないと、個体登録が完了しません)

- 登録が完了すると、(公社)鹿児島県畜産協会からJA等を通じて個体登録通知書が送付されます。登録頭数、登録内容(個体識別番号・生年月日・性別・品種・導入年月日)に間違いがないか確認!
漏れている牛はいないか必ず確認!

2 生産者負担金の納付

- 個体登録された牛は、品種毎に裏面表1の徴収月齢に応じて生産者負担金の納付が必要です。畜産協会より、毎月JA等を通じて請求書を送付しますので、速やかに納入をお願いします。
※生産者負担金を納付しないと、補填金の交付が受けられません。

3 販売の報告

- 個体登録した牛を販売した場合、その都度、証拠書類(販売伝票等)をJA等に提出しましょう。証拠書類に基づきJA等が申出書を作成しますので、
申出書への押印時に、販売頭数に漏れがないか必ず確認!
- 契約者がトレサ報告を行っている場合は、速やかに転出報告!
(トレサ報告がないと、販売報告が完了しません)
- 牛マルキン制度では、下記に当てはまる牛は販売対象となりませんので、ご注意ください!
① 個体登録日(生後17ヶ月齢)を超過していない肥育牛
② 肥育期間が、おおむね10か月以上(=8か月以上)経過していない肥育牛
③ 枝肉単価がゼロである



4 肥育牛補填金の交付

- 肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、肥育牛補填金が交付されます。畜産協会より契約者の指定口座に直接振込します。補填金額、補填対象牛については畜産協会より送付される交付通知書をご確認ください!
※補填金の交付状況は、畜産協会ホームページをチェック!

5 登録削除(死亡等)の報告

- 個体登録した牛が死亡した場合、速やかにJA等に登録削除の報告をしてください
- 死亡以外でも、繁殖へ用途変更した、盗難及び失踪等、販売以外の理由で飼養しなくなった場合には、速やかに登録削除の報告をして下さい
※登録削除の報告がないと、死亡している牛に対しても**生産者負担金の請求が発生します!!**



個体登録や販売報告がないと、補填金の交付が受けられません!!

注意 肥育牛補填金の不交付又は返還について

牛マルキン制度では、次のようなことが発生した場合、肥育牛補填金の不交付又は返還となります。

- 牛トレサ法に違反する行為を行ったとき
- 肥育牛補填金交付契約申込書、個体登録申込書、販売確認申出書に虚偽の記載をしたとき
- 故意又は重大な過失により、飼養している肥育牛の全部又は一部について個体登録申込みをしなかったとき(全頭継続加入が原則)
- 畜産協会が定める期日までに生産者負担金を納付しなかったとき
- 繁殖へ用途変更した牛に対して、補填金の交付を受けていたとき